

第4回多摩市手話言語条例検討会 要点録

日時	令和6年7月31日（水） 18:30～20:30		場所	多摩市役所 西会議室1・2・3
出席者 （敬称略）	委員 ※敬称略	大杉、安部、大石、森、木多、三宅、一桝、川崎		
	障害福祉課 （事務局）	伊藤、平松、今野、薄井、溝田		
欠席者	委員 ※敬称略	なし		
記録者	事務局			
項目	1 開会 2 会議の公開について 3 多摩市手話言語条例素案について （1）第3回多摩市手話言語条例検討会等での意見に対する対応について （2）条例素案の内容について 4 多摩市手話言語条例制定後の取り組みについて 5 今後のスケジュールの確認 6 閉会 配布資料 【資料1】第3回多摩市手話言語条例検討会等での意見に対する対応 【資料2】多摩市手話言語条例素案 【資料3】（仮称）多摩市手話言語条例素案（第3回検討会時点） 【資料4】多摩市手話言語条例素案新旧対照表 【資料5】多摩市手話言語条例制定後の取組について 【資料6】今後のスケジュールについて			
詳細				
1 開会	【座長】 委員の出席が定足数に達しているため、第4回多摩市手話言語条例検討会を開会する。 ～開会～ 事務局より配布資料1～6の説明、過不足の確認を行った。			
2 会議の公開について	本会議については原則通り公開となった。			
3 多摩市手話言語条例素	事務局より資料1について説明。			

案について	【座長】 資料１の１について意見はあるだろうか。 意見がないようなので次に進むが、もし意見がある場合には後で発言してほしい。 資料１の２について意見はあるだろうか。 【委員】 自分の中では手の形、位置、動き、表情を使うという定義に聞き慣れており、体の動きという言葉は必要なのだろうか。 【事務局】 条例の作成にあたり、参考になっている自治体等で使われている表現から選出したうえで協議をしながら決定している。今であれば表現を変更することができるので、要望があれば対応することはできる。 【座長】 比較対象となった自治体の手話言語条例の表現から良い表現をとって文章を考えてくれたものと思う。 手話言語とは、手、指、顔の表情、体の動きが基本になるため言葉は間違っていない。より良い表現があるのであれば直すこともよいと思うが、手、指、表情、体の動きは必要なことだと思う。 【副座長】 前文で手話についての説明を繰り返しの表現にするか、一度だけ表現して終わりにするかははっきりさせた方がよい。 【座長】 手話言語の定義については副座長の意見に注意しながら決定してほしい。 次に進みたいと思う。 資料１の３について意見はあるだろうか。 【事務局】 本日の庁内の会議の中で出た意見について共有させていただきたい。 「社会参加の障壁ではない」を「社会参加の障壁にはならない」という表現に変更した方がわかりやすいという意見が出たので、表現を変更したいと思うがどうだろうか。 【座長】 事務局の提案のとおりでよろしいか。 ろうの２人の意見を伺いたい。 【副座長】 「社会参加の障壁ではない」という表現には少し引っ掛かるところがある。良い言葉があれば変更して良いと思う。 【座長】 これはこれまでの議論の積み重ねで作ってきた表現である。 その気持ちを入れて「障壁とはならない」のほうがろう者の気持ちに寄り添っているよう
-------	--

	に感じる。いかがだろうか。 座長の立場で申し上げますと「社会参加の障壁とはならない」という表現の方が合っていると思う。 【事務局】 ご意見を踏まえて調整したい。 【座長】 資料１の４については決まった表現のため次に進みたい。 資料１の５について意見はあるだろうか。 ここからは市からの意見である。委員の承認を取りたい。 特になければ資料１の６と７について伺いたい。 意見がないようなので次に進みたい。 資料１の８について意見はあるだろうか。 現在検討が進められている手話言語法案についても「手話」という言葉で作成が進んでいると聞いていることから「手話」という言葉で進めていただきたい。 次に進む前に条例名にも触れていきたい。事務局より説明はあるだろうか。 【事務局】 前回の検討会以降で条例名に関するご意見が特になかったことから、条例名はシンプルでわかりやすく「多摩市手話言語条例」とさせていただこうと考えている。 【座長】 条例名に何か追加する意見はなかったかと思うので事務局の案の通りにしたいと思う。 続いて条例素案について事務局から説明をお願いします。 事務局より資料２～資料４まで説明。 【事務局】 これも本日の庁内の会議の中で出た意見であるが、多摩市の条例の中では前文を「ですます調」、内容を「である調」としているため、前文の文末を「ですます調」にさせていただきたい。 【座長】 副座長の意見にも関わってくる内容であるが、副座長は問題ないだろうか。 【副座長】 問題ない。 【座長】 その他に意見はあるだろうか。 【事務局】 これも直前に庁内から出た意見であるが、手話についての説明の中で「手話は、～視覚的に表現する一つの言語である。」とあるが「一つの」を抜いたほうがすっきりして読みや
--	---

	すくなるのではないかという意見があった。ここで手話を改めて「一つの言語」と表現するよりも、我々の日常の中にある「言語」として表現する方が、条例が市民にもより浸透しやすいのではないかという趣旨である。事務局としても迷っている部分であるので皆様のご意見も伺いたい。 【委員】 「一つの」は取ってしまっても良いと思う。 【座長】 他の委員の方はどうだろうか。 【委員】 「一つの」を取って「視覚的に表現する言語である」とした方が明確な気がする。手話が言語であることは明確なのだから、わざわざ「一つの」を入れない方が読んでいてわかりやすいように感じる。 【座長】 他にも意見はあるだろうか。 意見がないので「一つの」は削除する方向で進めてもらえたらと思う。 他に意見はあるだろうか。 例えば、条例の内容や施策の進捗について確認するようなシステムを作り、手話言語条例に落とし込んでいる自治体もあるが、多摩市では制定後に条例の内容や施策の進捗状況を確認することはできるのだろうか。 【事務局】 重要なお指摘だと思う。 多摩市では障害福祉施策全般の進捗状況を確認する自立支援協議会有り、そこでは当然、手話言語条例や手話に関する施策について議題に上がってくるものと考えている。また、多摩市聴覚障害者協会や多摩市登録手話通訳者の会とも団体交渉の場を設けている。ご指摘の点については条例に落とし込み辛い内容であったため、明記はしていないが、多摩市では条例の内容や手話の施策の進捗状況について確認ができる土台があると考えている。 【座長】 今までの関係作りも含めて理解できた。 他に意見はあるだろうか。 【委員】 多摩市手話言語条例が施行された後、市民や事業者の理解は条例を見ただけでは深まらないと思う。これからの取り組みについては議論が必要だと思う。今までの議論でも出てきた教育についても勿論である。今後の議論の場を別で設けることも考えながら進めてほしい。 【座長】 重要な説明だと思う。今の意見を念頭に置いて今後を考えてほしい。
--	---

	今後、議会やパブリックコメントの意見を伺いながら良い条例を作りたい。 他に意見はあるだろうか。 【事務局】 先ほど事務局の別の者が申し上げた「一つの」を削除することについて、様々な言語の中で手話が独自性を持つ意味で表すためには「一つの」を削除するのは好ましくないと考えている。「一つの」があることで、他の言語がある中でも独立した言語であるという意味合いを強く強調するためにも「一つの」は残しておいた方が良いと考えている。 【座長】 今の意見に対して意見はあるだろうか。 【委員】 今の意見に賛成である。「一つの独立した言語」としてもいいくらいに考えている。 最低限でも「一つの」という形容詞はあってもいいと思う。 【座長】 他に意見はあるだろうか。 他の自治体の手話言語条例でも「独立した」としているものもある。 手話は簡単な言語ではないという強い意味を持たせるためにも「一つの」を付けることは選択肢の一つであると思う。 ろう者である2人はどう考えているだろうか。 【副座長】 「一つの」には様々な捉え方があると思う。個人的にはなくても良いと思うが、説明の際には入れても良いと思う。 【座長】 なかなか多数決では決まらない議題である。事務局でも庁内からの意見ということで、迷ったうえで検討会の議題に上げているのだと思う。 【委員】 「一つの独立した言語」という言葉であれば意味がはっきりと分かるように思う。 【座長】 他に意見はあるだろうか。 【事務局】 東京都の手話言語条例でも「一つの言語」と表記がある。なぞらえるわけではないが、「一つの」とすることで強調する意味で東京都と足並みを揃えるのは良いことだと思う。 【座長】 事務局でも委員でも様々な考え方がある。ただ、共通認識として「一つの」にはネガティブな認識がないと思うので、このまま「一つの」とするのはどうだろうか。 このような形で意見が分かれる場合は当初の案の通りで良いと思うが、いかがだろうか。 座長として「一つの」は省略せずそのままいきたいと思っている。ご理解願いたい。
--	---

4 多摩市手話言語条例制定後の取り組みについて	【座長】 続いて、多摩市手話言語条例制定後の取り組みについて事務局から説明をお願いしたい。 事務局より資料5について説明 【座長】 このことについて何か意見はあるだろうか。 【副座長】 （３）のろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ることについて、耳のシンボルマークではなく手話のマークにしてほしい。全日本ろうあ連盟のホームページからもダウンロードできるので活用してほしい。 【事務局】 了解した。 【委員】 （３）のろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ることについて、事業者への働きかけについても記載する必要があるように感じる。条例の中で事業者へ責務としている中で具体的な取り組みを行っていないということだろうか。 【座長】 それについて事務局ではどう考えているか。 【事務局】 事業者への働きかけについては重要な取り組みだと認識している。 現状では障害理解全体の取り組みの中で啓発のパンフレットを作成している。また、合理的配慮助成としてスロープ設置であったり点字メニューの作成等に対して助成も行っている。それ以外の事業者への啓発も考えていきたい。 次回の検討会でも具体的なご意見をいただけると今後の施策の参考にできると思うので、是非お願いしたい。 【委員】 例えば、大型の商業施設や病院へ手話通訳者を置くことや、手話に関するIT 機器の設置などを勧める等の方法があると思う。 【事務局】 今後のご意見も参考にしつつ、施策の参考にさせていただきたい。 【委員】 過去、商業施設の管理団体や保険会社の組合や銀行からの依頼で、通訳者の会と手話サークルと合同で手話の講習会を開催してことがある。 多摩市社会福祉協議会では企業との窓口があると思う。全てを市で持つのではなく、社協を通して企業の社会貢献課と連携をとり、手話を広げていく方法もあると思う。 【委員】 確かに企業の社会貢献活動で相談が多い。我々のネットワークを活かしながら社会貢献のネットワークの構築は可能であるので、今後も協力していきたい。
--------------------------------	---

	【委員】 手話サークルも協力していきたい。 （４）全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保することにある手話講習会、障がい者とともにひとときの和についても手話サークルで協力している。 その他、学校から手話を学ぶ機会の確保の依頼があれば協力している。こういった取り組みは手話言語条例が制定された後にもっと増えると思うので今後も協力していきたい。 子どもたちが手話を学ぶ場が欲しいという意見も受けている。そういった場も作ってほしい。 【座長】 それぞれの団体での連携も、もっと増えると思う。 多摩市からもそれを助けるような取り組みが出てくると思う。各団体の連携をもっと深めてほしい。 子どもたちが手話を学ぶ場所については、今後、公共施設を利用した場を作る等の場が作られていくと良いと思う。
5 今後のスケジュールについて	【座長】 続いて今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いしたい。 事務局より資料6について説明。 【座長】 このことについて意見はあるだろうか。 質問がないようなので本日の議題については了承いただいたということでよろしいだろうか。
6 閉会	【座長】 それでは第4回多摩市手話言語条例検討会を閉会したいと思う。 事務局から事務連絡はあるだろうか。 【事務局】 次回検討会は10月16日（水曜日）か10月18日（金曜日）か10月23日（水曜日）の同じ時間で開催したいと考えている。 改めてメールで調整させていただきたい。 ～閉会～